

表-1 東西ドイツにおける保育園、幼稚園、学童保育の割合(%)<sup>1)</sup>

西 暦 年	保 育 所 ( 3 歳 以 下 )		幼 稚 園 ( 3 - 6 歳 )		学 童 保 育 ( 6 - 10 歳 )	
	西 独 (1)	東 独 (2)	西 独 (1)	東 独 (2)	西 独 (1)	東 独 (2)
1960	0.7	9.9	32.8	46.1	2.2	—
1965	0.6	—	32.7	52.8	2.1	—
1970	0.6	23.6	38.4	64.5	1.8	46.6
1975	1.3	44.2	65.5	84.6	2.1	64.2
1980	1.5	40.5	78.7	92.2	3.8	74.8
1986	1.6	49.8	79.0	93.4	4.4	83.3
1990 <sup>2)</sup>	1.8	55.6	78.3	95.1	5.0	81.2

1) 受け入れ可能な施設数に対する当該年齢の子どもの割合。

2) 西独については1990年10月3日(統一)以前の数値。東独は1989年の数値。

出典: Braun/Klein, 1995, P.233

# スウェーデンにおける家族政策・雇用政策の潜在的出生促進効果

## はじめに

西欧諸国の一部では1970年代半ば以降の出生率低下を受け、1980年代以降、両親による家庭責任と仕事の両立を支援するために家族政策・雇用政策の両面で各種の施策が講じられてきた(阿藤, 1996)。特に、フランスとスウェーデンの家族政策・雇用政策はコーホート出生力の維持に比較的效果があったと言われてきた。しかし、1990年代に入ってスウェーデンでは不況による政府の財政難のため、家族政策・労働政策の水準切り下げが行われ、期間出生力が低下したとも言われる(Hoem and Hoem, 1996)。本稿では最近のスウェーデンにおける家族政策・雇用政策の変動とその出生力に対する影響について論じ、わが国にとっての政策的含意を探ることとする。

## 家族政策・雇用政策の変動

スウェーデンにおける家族政策について論じた日本語の文献は多く、最近でも津谷(1997)、エイジング総合研究センター(1997)があり、最新の状況は日本労働研究機構(1998)でかなり詳しく論じられているし、英語ではEuropean Observatoryの年次報告書で詳しく論じられているので、以下では最近の動向についてのみHoem and Hoem(1996)の記述を中心として紹介する。

Hoem and Hoem(1996)によれば、家族政策の大幅な改善が1980年にあり、育児休業の所得補償が90%の期間が9カ月、定額の期間が3カ月へと延長されるとともに、いわゆる「スピード・プレミアム」として次子が24カ月以内に生まれた場合、前子出産前の所得を補償の基準とすることができるようになったし、2カ月までの有給病児看護休暇を取得できるようになったし、父親が出産後10日間の父親休暇を取得できるようになったし、妊娠中に50日の有給の病気休業が取得できるようになった。1982年には第3子以降に追加的な児童手当が給付されるようになった。1988年までは第3子は25%増し、第4～5子は50%増しであったが、1989～90年には第3子は50%増し、第4子は190%増し、第5子は240%増しとなった。しかし、1991年以降は第3子は50%増し、第4子は100%増し、第5子以降は150%増しと引き下げられた。また、1986年から「スピード・プレミアム」の出生間隔の期限が30カ月に延長され、多くの夫婦がその恩恵を受けることができるようになったし、保育所・学校との連絡を取るために2日間の有休年次休暇を取得できるようになっ

たし、父親の休業補償に関する母親の所得制限が廃止された。1989年には育児休業の所得補償が90%の期間が12カ月（定額の期間は3カ月のまま）へと延長されるとともに、有給病児看護休暇期間の上限が3カ月に延長され、1990年にはさらに4カ月に延長された。

しかし、1995年には歴史上初めての家族政策の改悪が始まり、育児休業手当の補償水準が90%から80%（1995年）、75%（1996年）に切り下げられた（ただし、1998年から80%に引き上げられた）。児童手当も1995年に750クローネだったのが、1996年には640クローネに切り下げられた。1982年に導入されてその後に引き上げられた、第3子以降の追加的児童手当も1996年以降に生まれた子どもには給付されなくなった。また、1986年に導入された保育所・学校との連絡のための有給年次休暇も1996年に廃止された。また、保育所・学校のための予算が削減され、集団・クラス当たりの定員も拡大された。その結果、保育所の1～6歳の1クラス当たりの児童数は1990年の13.8人から1994年の16.5人へと増加し、学童クラブの7～12歳の1集団当たりの児童数は1990年の17.8人から1994年の22.8人へと増加した。他方、ジェンダー政策的な意図によるが、1995年から所得比例の補償がある12カ月の育児休業期間のうちの1カ月が父親専用となり、母親が代わりに取得することもできないし、父親が取得しない場合は消えてしまうことになった。同時に、1カ月が母親専用となり、専用期間については補償水準が1995年には90%、1996年には85%と切り下げが猶予ないし緩和された（Hoem and Hoem 1996）。しかし、父親専用の育児休業の取得率は高まりつつあるものの、休業日数は必ずしも増えていないし、父親専用でない部分は相変わらず母親が取得している場合が圧倒的に多いとのことであるが、この背景には不況に伴う高失業もあるとも言われている。

### 家族政策・雇用政策と出生力

スウェーデンを含む先進諸国の国単位のクロスセクション・データを用いた研究は少なからずあるが（小島，1989，1994）、最近ではGauthier and Hatzius（1997）による実証分析がある。その研究により家族政策・雇用政策に関する諸指標のうちで児童手当の出生促進効果、特に第1子に対するものが見いだされたが、出産休業の期間・補償のいずれについても有意な効果が見いだされなかった。税制上の優遇措置をはじめとするその他の施策も最初の段階で有意な効果がないので、最終的モデルから除かれている。結果から最初の2子に対する家族手当を25%増加させると1990年前後の22カ国平均の合計特殊出生率1.71が短期的には0.01（0.56%）上昇すると推計されたが、長期的には0.07（4.24%）上昇すると推計された。また、スウェーデンを含む「北欧諸国」

では家族手当の長期的な出生促進効果が第1～3子のいずれについても見いだされ、特に第1子に対する効果が大きいことが示されたが、「大陸諸国」では第3子だけに出生促進効果があることが見いだされた。

スウェーデンにおける家族政策・雇用政策の変動の出生力に対する影響については、通説なので出所が明らかにされていないのかもしれないが、最近、日本労働研究機構（1998, pp.237-238）の報告書でまとめられている。それによれば、戦前からの働く女性のための出産・育児休業制度の整備によって女子の労働力参加により出生率が落ち込むことがなくなっていたが、1990年代に入って若年女子、特に失業女子の出産見送りが一因となって出生率が低下している。また、1980年代までの家族政策、特に両親保険制度の出生促進効果についてはJan Hoem(1990)等の人口学的分析結果が林・兵井（1994）や津谷（1996）により紹介されているし、前者では若干の人口学的分析も行われている。しかし、スウェーデン内外の経済学者・人口学者を中心に1990年代初頭からいくつか行われてきた、家族政策・雇用政策の変動の出生力への影響に関するマクロデータやマイクロデータに基づく多変量解析の結果が紹介されていないようなので、それらを以下で紹介する。その後、多変量解析ではないが、Hoem and Hoem（1996, 1997）とB ritta Hoem（1998）による人口学的分析の結果も紹介する。

Heckman and Walker（1990, 1991）は1981年の出産力調査のマイクロデータに生存分析の手法を適用して、順位別出生ハザードの分析を行っている。それらの分析では家族政策の指標を説明変数として用いているわけではないが、年齢コーホートをその代理変数として解釈して政策効果を評価している。一般的には年齢コーホートの影響は嗜好の変化とも解釈しうるが、年齢コーホート別分析における男子所得等の独立変数の係数の変動パターンはむしろ政策変動による経済環境の変化を示すものと解釈すべきとしており、男女平等や育児休業に関連する制度や給付といった家族政策上の施策の改善により最近のコーホートほど出生促進的な行動をとっているという結論を導き出している。しかし、データの制約から1980年代の政策変動の影響は明らかにできなかった。

その上、Hoem(1990)の人口学的分析では1970年代の出生力低下を説明できないこともあることから、Walker（1995）は1955～89年のマクロ時系列データにより出生力の影の価格を推計し、家族政策と税制の効果の評価を試みている。その推計結果によれば、1970年代前半には長期間の休業を伴う出生力の価格が上昇したが、（緩やかに累進的な税制の下での）各種給付と公的保育サービスの拡大により、更なる出生力価格の上昇が食い止められた。同時期に若干上昇した短期間の休業を伴う出生力の価格も家族政策改善のおかげで趨勢的な低下を続けた。家族政策上の各種施策の相対効果も推定されているが、児童手当の増額の効果はそれほど小さくなく、出生力価格を低下させる効果は主として1983年以降に生じているのに対して、親保険給付の増額と公的保育サービス利用可能性

の拡大の効果はより一貫しており、いずれも児童手当の増額の効果の約2倍と推計されている。さらに、家族政策の改善が多く国民に、働きながら出産することがこれからはますます容易になると期待を抱かせたため、出産を遅らせた可能性があることも指摘されている。

Tasiran (1995)はHekckman and Walker (1990, 1991)による計量経済学的分析を延長したものであるが、政策指標を独立変数として導入している点で興味深い。1970年代から継続実施されている世帯内外活動に関するパネル調査(HUS)のマイクロデータに生存分析の手法を適用して第1～3子の出生ハザードの分析を行っている。その結果、出産・育児休業の最大補償日数が第3子出生ハザードに正の効果をもち、有給休業期間の延長が第3子出生を促進することが示された。しかし、保育サービス供給の拡大が第2子と第3子の出生ハザードを低下させるという予想外の結果も得られ、これはむしろ出生率上昇が保育サービス供給の拡大をもたらしたという逆の因果関係の結果と解釈されている。

他方、Olah (1996)は1992年の家族・労働生活調査のマイクロデータに生存分析の手法を適用し、男女の第2子の出生ハザードの分析を行っている。第1子出産後に父親が育児休業を取得したか否かという変数と出生可能性があった年次を政策時期区分にまとめた変数により政策の効果を評価している。父親の育児休業取得は男女いずれにおいても第2子出生ハザードを上昇させることが示されている。政策時期区分変数は1970年代から80年代前半までは有意な効果をもたないが、女子についてのみ80年代後半から90年代にかけて次第に大きな有意な出生促進効果をもつようになったことが示されている。ただし、著者自身も指摘しているが、このモデルには類似した景気変動時期区分の変数も含まれていることから識別性の問題が生じている可能性もある。なお、Olah(1998)は前述のものを改善したモデルで再びスウェーデンの分析をして、父親の育児休業取得と「スピード・プレミアム」の第2子出生ハザードの上昇に対する効果を確認している。

Berinde (1997)はOlah (1996)と同様、1992年の家族・労働生活調査のマイクロデータに生存分析の手法を適用しているが、第2子ではなく第3子の出生ハザードの分析を女子のみについて行っている。同様に出生可能性があった期間区分の変数により政策の効果を評価しようとしているが、Olah (1996)のように政策の期間区分変数と景気の期間区分変数の両者を用いていないので、識別性の問題は回避できても期間区分の変数が何を表すのかが明確でない。実際、1980年代に第3子出生ハザードが上昇したが、これが好況によるのか、家族政策の改善によるのかが明確でない。そこで、期間区分と第2子出生後の期間(第2子の月齢)の交絡作用効果を検討することにより、政策効果を明らかにしようとしている。その結果によれば、第1に、第2子出産後19～24カ月における第3子出生ハザードは1970年代から90年に至るまで次第に上昇しているが、2

5～30カ月におけるそれは次第に低下しており、1980年に導入されたいわゆる「スピード・プレミアム」に関して規定された育児休業の所得補償基準に関する期限（24カ月以内の次子出産）を満たすために第3子出生が次第に早められたことをうかがわせる。また、1981～86年に全期間における第3子出生ハザードが上昇しており、これは1982年に導入された第3子以上に対する追加的児童手当の効果を示す可能性がある。第2に、1986年に導入された育児休業の所得補償基準に関する新たな期限（30カ月以内の次子出産）の影響によると思われるが、1987～90年にはその直前の時期に比べて第2子出産後25～30カ月における第3子出生のハザードが3倍になっている。Berinde (1997) はこれらの結果から1980年代における第3子出生ハザード上昇が好況だけによるのではなく、家族政策・雇用政策改善の結果でもあると結論づけている。

Berinde (1997) による最後の知見は、Hoem and Hoem (1996, Figure 6) による母親の第1子出産年齢標準化後の第1子月齢別第2子出生率動向に関する図としてすでに示されていたものである。また、Hoem and Hoem (1996, 1997) によれば、1990年代の出生力低下、特に第1子出生率の低下の主たる要因は不況と失業率上昇であるが、史上初の家族政策・雇用政策改悪も一因である。子供をもつ家族は集団としてすべての面で困難を感じていた。公共部門の縮小はそこに集中する女子の失業を意味し、失業は所得喪失と育児休業中の所得関連の手当がなくなることを意味する。その結果、第1子出生率が低下し、いずれは第2子、第3子の出生率が低下することになるだろうが、強い2子規範と切り下げ後も国際的にみるとまだ高水準の家族給付により第2子以上の出生率低下が食い止められている。しかし、Hoem and Hoem (1997) は結論として、これから親になろうとしている人々はしばらく前まで期待できたはずの水準を下回る水準の給付しか受け取れずに、相対的剥奪を感じるはずであり、給付水準の低下が1990年代半ばにはそれが出生力の一時的低下として現れていると述べている。また、同論文には若年層が労働市場での競争激化に対応するために多くの教育を受けるようになったことによっても（学生がほとんど出産しないため）出生率が低下したと書かれているが、1998年3月にスウェーデンを訪問した際、Hoem (1998) は統計局の広報誌に発表したばかりの詳細な分析結果を解説してくれた。それによれば、1990年代初頭と比べて1990年代半ばには20～29歳女子で長く学校に留まる者が増えただけでなく、学校に戻る者も増えたということであり、20～29歳女子人口全体に占める（無子である場合が多い）学生の比率が高まることによって全体に占める無子の者の比率も上昇したということであった。

また前述のスウェーデンのものと同様のモデルをハンガリーに適用して、父親の育児休業取得制度の第2子出生ハザードを分析したが、スウェーデンのような効果は見いだせなかったがこれは父親がほとんど取得しなかったことによるようである。しかし、ハンガリーにおける所得比例の育児休業手当の導入がフルタイ

ム就業とパートタイム就業の父親の第2子出生ハザードを上昇させた可能性も見いだされた。

## おわりに

1997年9月に公刊されたHoem and Hoem (1997)の論文によれば、スウェーデン政府は財政建て直しのために顕著な努力をしており、社会民主党は公的部門の削減を緩和ないし逆転させ、子どもをもつ家庭の経済状況を改善するための提案を発表したところであるが、家族手当はかつての水準に戻され、保健と教育のために多くの予算が配分されるようになるはずである。国民がこれらのシグナルに以前のように反応し、それに応じて労働市場の状況が改善すれば、出生力の動向が逆転し、スウェーデンの合計特殊出生率が人口の置き換え水準に向けて上昇し始めるかもしれないと彼らは結論づけている。しかし、1998年3月にスウェーデンを訪問した際に、Britta Hoem (1998)は出生力回復についてはその論文を書いた時よりもより悲観的になったと述べていた。これは、合計特殊出生率が1997年についての推計値が1.50~1.55になったことにもよるし、30歳代まで出産を延期した女子の完結出生力が低い水準に留まる可能性が強いことにもよるといえる。

社会民主党が家族政策改革の方向について表明した文書を手に入できなかったが、財政難とともにEU加盟の影響もあって、家族政策の面でも他のEU諸国との調和の方向に向かっている流れを逆転させることができるのかどうかは、経済情勢によるところが大きいのではないかと思われる。しかし、合計特殊出生率が1998年第1四半期についての推計値が1.42という低水準になったという報道もあるので、家族政策を切り下げることに消極的になる可能性がある。実際、両親保険の所得補償の水準が一旦、引き下げられた後に1998年に80%へと引き上げられたことを考えると、家族政策が再び改善される可能性も十分考えられる。また、訪問した際に保育所が突然、厚生省に当たる官庁から文部省に当たる官庁に移管されたとの話を聞いた。その背景等について調べる機会がなかったが、保育所が教育機関としての色彩を強めることは確かであろう。それから数ヶ月後に会ったスウェーデンの家族政策研究者にその影響を尋ねたが、まだわからないとのことであった。しかし、前述のWalker (1995)の推計によれば、公的保育所サービスの拡大の出生促進効果が比較的大きいことから、悪影響が出るような場合には再び厚生省に当たる官庁に移管される可能性も考えられる。

Kojima et Rallu (1997/1998)の出生動向の日仏比較分析によれば、1980年代半ば以前はフランスと類似したパターンをもっていたわが国の出生力が低下し続けているのは晩婚化もさることながら、わが国で高齢と婚外の出生が少ないことによるところが大きい。このような差違の背景にはわが国では就業を続けなが

ら高齢や婚外で子どもを産み育てようとする女性に対して十分な政策的支援がなされていないのに対して、フランスでは元々そのような支援があった上にそのような女性の増加に伴って支援が整備・拡充されたためかもしれない。また、スウェーデンとの出生力格差についても同様のことが言えそうである。わが国でもそのような方向での政策変化があるとすれば、家族と就業に関する男女の戦略が変わり、それがさらに政策変化を促すことは十分に考えられる。

しかし、かつてのスウェーデンに関してWalker(1995)が指摘するように、家族政策・雇用政策の改善が多く国民に、働きながら出産することがこれからますます容易になるとの期待を抱かせると、結婚・出産を遅らせるという戦略をとる者が増える可能性もあるので、少なくとも短期的には家族政策・雇用政策の改善が出生力低下につながる可能性も考えられる。また、Jonsson and Mills(1998)はスウェーデンのマイクロデータの実証分析結果に基づいて、家族政策・雇用政策の改善が出産直後の女子の就業行動(育児休業取得)の同質性をもたらしたが、育児休業終了後の就業行動に異質性をもたらしたと述べているが、家族政策・雇用政策の改善が出生行動に関する家族戦略の多様性をもたらし、全体としての出生力を低下させる可能性も考えられる。実際、これらのメカニズムを通じて出生力低下が生じた場合、性急に家族政策を元に戻すと国民の期待が裏切られてさらなる出生力低下が生じる可能性もありうる。スウェーデンの例から見ても、Leridon(1974)が挙げた理由からみても、家族政策・雇用政策を改善し始めた国はやめるべきではないようである。

いずれにしても、家族政策・雇用政策の改善の方向について、最近の拙稿(小島, 1998)でヨーロッパ7カ国に関する比較に基づいて考察したが、スウェーデン、ノルウェー、フランスでは育児休業制度の改善、デンマークでは保育施設の整備・拡充、オランダではパートタイム就業の促進に重点を置き、イギリスでは現金給付(児童手当等)から現物給付(保育サービス等)へと重点が移りつつあり、ドイツではすべてを網羅する形で両立支援施策が実施されていることが明らかになった。各国における両立支援施策には異なる歴史的背景があり、メリットとデメリットがあることが示された。類似した北欧型福祉国家と考えられてきたスウェーデン、ノルウェー、デンマークの間にも比較的大きな差違があることが見いだされた。また、フランスのような一部政策の急激な変更が予想以上に大きな影響をもたらしたり、ドイツのような網羅的で緩慢な政策変化があまり大きな効果をもたなかったりすることも示された。さらに、オランダのように行動面での変化と意識面での不変化に対応するため、政策対象の被用者モデルを切り替えるという手法もありうるが見いだされた。結局、家族政策、雇用政策、ジェンダー政策の観点からみると、保育施設の整備・拡充とパートタイム就業の促進の組み合わせが好ましいようである。わが国でも地方自治体、企業、労働組合等の協力を仰ぎながら、保育施設の整備・拡充とともに労働条件等の格差のないバ



ートタイム就業の促進を行う必要がある。

## 参照文献

- 阿藤誠, 1996, 「先進諸国の出生率の動向と家族政策」, 阿藤誠編『先進諸国の人口問題—少子化と家族政策—』, 東京大学出版会, 157-193.
- Berinde, Diana, 1997, "Two Pathways to a Third Child," Stockholm Research Reports in Demography, 124.
- エイジング総合研究センター, 1997, 『スウェーデンの家族政策と出生動向』, エイジング総合研究センター.
- Gauthier, Anne Helene, and Jan Hatzius, 1997, "Family Benefits and Fertility: An Econometric Analysis," Population Studies, 51(3), 295-306.
- 林謙治・兵井伸行, 1994, 「スウェーデンにおける出生率回復の分析 (1980-1990)」『民族衛生』 60(6), 322-332.
- Heckman, James J., and James R. Walker, 1990, "The Third Birth in Sweden," Journal of Population Economics, 3(4), 235-275.
- Heckman, James J., and James R. Walker, 1991, "Economic Models of Fertility Dynamics: A Study of Swedish Fertility," Research in Population Economics, 7, 3-91.
- Hoem, Britta, 1998, Personal communication, March, Stockholm.
- Hoem, Britta, and Jan M. Hoem, 1996, "Sweden's Family Policies and Roller-Coaster Fertility," 『人口問題研究』 52(3/4), 1-22.
- Hoem, Britta, and Jan M. Hoem, 1997, "Fertility Trends in Sweden up to 1996," Stockholm Research Reports in Demography, 123.
- Hoem, Jan, 1990, "Social Policy and Recent Fertility Change in Sweden," Population and Development Review, 16(4), 735-748.
- Jonsson, Jan O., and Colin Mills, 1998, "Giving Birth Without Giving Up: Return to work and return to employment amongst Swedish women born 1925-65," Paper presented at the ISA XIV World Congress of Sociology, July 26-August 1, 1998, Montreal, Canada.
- 小島宏, 1989, 「出生促進政策の有効性」, 『人口問題研究』 45(2).
- 小島宏, 1994, 「先進諸国における出生率の変動要因と政策の影響」, 社会保障研究所編『現代家族と社会保障—結婚・出生・育児—』, 東京大学出版会.
- 小島宏, 1998, 「『先進諸国における家族政策と雇用政策の関係』について」, 『家族社会学研究』, 10(2), 3-5.

- Kojima, Hiroshi, et Jean-Louis Rallu, 1997, "La fecondite au Japon et en France," Population, 52(5), 1143-1172.
- Kojima, Hiroshi, and Jean-Louis Rallu, 1998, "Fertility in Japan and France," Population: An English Selection, 10(2), 319-348.
- Leridon, Henri, 1974, "Les politiques demographiques, sont-elles efficaces?", Projet, No.87.
- 日本労働研究機構編, 1998, 「諸外国における男性の育児参加に関する調査研究」, 日本労働研究機構.
- Olah, Livia Sz., 1996, "The Impact of Public Policies on the Second Birth Rates in Sweden: a Gender Perspective," Stockholm Research Reports in Demography, 99.
- Olah, Livia Sz., 1998, "Do Public Policies Influence Fertility? Evidence from Sweden and Hungary from a Gender Perspective," Stockholm Research Reports in Demography, 130.
- Tasiran, A. C., 1995, Fertility Dynamics: Spacing and Timing of Births in Sweden and the United States, Amsterdam, Elsevier.
- 津谷典子, 1996, 「スウェーデンにおける出生率変化と家族政策」, 阿藤誠編『先進諸国の人口問題——少子化と家族政策——』, 東京大学出版会, 49-82.
- 津谷典子, 1997, 「スウェーデンの家族政策」, 阿藤誠・兼清弘之編『人口変動と家族』, 大明堂, 130-168.
- Walker, James R., 1995, "The Effect of Public Policies on Recent Swedish Fertility Behavior," Journal of Population Economics, 8(3), 223-251.

(小島 宏)

# スウェーデンにおける出産のタイミングと家族政策 —パネル調査(HUS)による出生ハザードの要因分析—

赤地麻由子 (国立社会保障・人口問題研究所)

## 1. 研究の背景と目的

スウェーデンの代表的な家族政策のひとつである親保険制度 (parental insurance) は、1974 年の創設以来 90 年代半ばまで一貫して、就業者の出産・育児に対してサービスを拡充する方向で改訂が繰り返されてきた。こうした流れに呼応するかのようスウェーデンの合計特殊出生率(TFR)は、83 年の 1.61 を底値として上昇に転じ、90 年には 2.13 にまで回復している。ところが近年、スウェーデンの出生率は再び減少する傾向にある。こうしたスウェーデンにおける出生率低下の原因は必ずしも明らかではないが、近年の雇用情勢の悪化と無関係ではないだろう。船橋(1998)がスウェーデンの親保険制度を「子供を持つ労働者の職業生活と家庭生活の両立を支援する制度」と表現していることから明らかなように、家族政策と雇用政策の接点にあるこの制度は、家庭と労働市場という 2 つの主要な生活領域に効果を持つ<sup>1</sup>一方で、その効果はこれら 2 つの領域のあり方に依存するものと考えられる。したがって就労と出生行動との関係を明らかにすることは、今後の家族政策の方向性を探るうえで重要な課題の一つであり、本稿の目的もそこにある。

具体的には、まず第 1 子～第 3 子出産のタイミングの変化について、それぞれ結婚コーホート、第 1 子出生コーホート、第 2 子出生コーホート別の出生関数を計算し、親保険制度が出生行動に与えた影響について検討を行う。そのうえで各出生ハザードの要因分析を行い、先に見た制度の効果が、個人が持つ人的資本や夫の経済的地位、結婚年齢といった一般に出生行動に影響を及ぼすとされる変数をコントロールしたうえでもなお有効であるといえるのかどうか、そしてまた充実した親保険制度を持つスウェーデン社会において人的資本や夫の経済的地位、結婚年齢といった要因が出生行動に対して依然として効果を持っているのかどうか、検討していきたい。

## 2. データ

分析には、HUS(Household Market and Nonmarket Activities ; 1984-1993 年)のデータを利用した。HUS は 1984 年以降、スウェーデンにおいて継続的に実施されているパネル調査で、1996 年までに全 6 回の調査が行われている。各調査の調査対象者は無作為に抽出された世帯およびその世帯に属する 18-74 歳の世帯員すべてであり、1993 年までの各調査の有効サンプル数 (個人) は表 1 の通りである。本稿の分析は、1996 年を除く

---

<sup>1</sup> 船橋(1998)の論文では、北欧諸国の育児休業制度が家庭および労働市場に与えるジェンダー効果について議論されている。

過去 5 回の調査に 1 回以上参加した全女性サンプル 2,878 を対象としている。

表 1 パネル調査 (HUS) の各年度の有効サンプル数

調査年度等	N	男性	女性
84年調査	2,619	1297	1322
86年調査	1,949	953	996
86年調査 (追加サンプル)	1,014	509	505
88年調査	2,297	1129	1168
91年調査	2,052	1016	1036
93年調査	1,811	899	912
93年調査 (追加サンプル)	1,643	790	853
93年調査 (追加サンプル)	733	345	388
全有効サンプル数	5,655	2,777	2,878

### 3. 出産のタイミングの変化：コーホート別出生関数の比較

ここではまず、親保険制度の導入およびその後のサービスの拡充が出生行動に与えた影響について検討する。図 1～3 は、第 1 子～第 3 子出産のタイミングに関する結婚コーホート<sup>2</sup>、第 1 子出生コーホート、第 2 子出生コーホート別の出生関数を示している。ここで各コーホートを 10 年ごとに、(1)1941-50 年、(2)1951-60 年、(3)1961-70 年、(4)1971-80 年、(5)1981-90 年とし<sup>3</sup>、(1)～(3)までの親保険制度導入前コーホートについては実線で、(4)および(5)の親保険制度導入以後に出産したサンプルを多く含むコーホートについては点線で表現している。

図 1 より、第 1 子出産のタイミングの変化に関しては、親保険制度導入以後のコーホートである(4)および(5)においてははっきりとした出産の遅れが見られている。こうした近年の第 1 子出産の遅れはセンサスデータからも確認することができる (津谷, 1996) が、三瓶(1991)はこの原因を「先進国に共通する、女性の高学歴化ということに加えて、スウェーデン特有の社会保険制度の仕組み」によるものと説明している。すなわち「若いときの低い収入のまま育児休暇に入れば、「親保険」(社会保険から支給される育児休暇手当)の額も低くなり、育児休暇中の暮らしが経済的に苦しくなる」ため、このようなタイミングの変化が生じたというのである。

<sup>2</sup> 本稿における「結婚」は同棲を含んでいる。また複数の結婚 (同棲) 経験があるケースについては、第 1 子出産年の直前の結婚あるいは同棲を分析の対象とした。

<sup>3</sup> 当初の分析では、5 年きざみのコーホートを用いていたが、グラフが煩雑になりすぎたため、図 1～3 では再び分析をやり直し 10 年きざみのコーホートで表現した。結果の説明のなかに 5 年きざみのコーホートについての言及があるのはこのためである。

図1 結婚コホート別の第1子出生関数

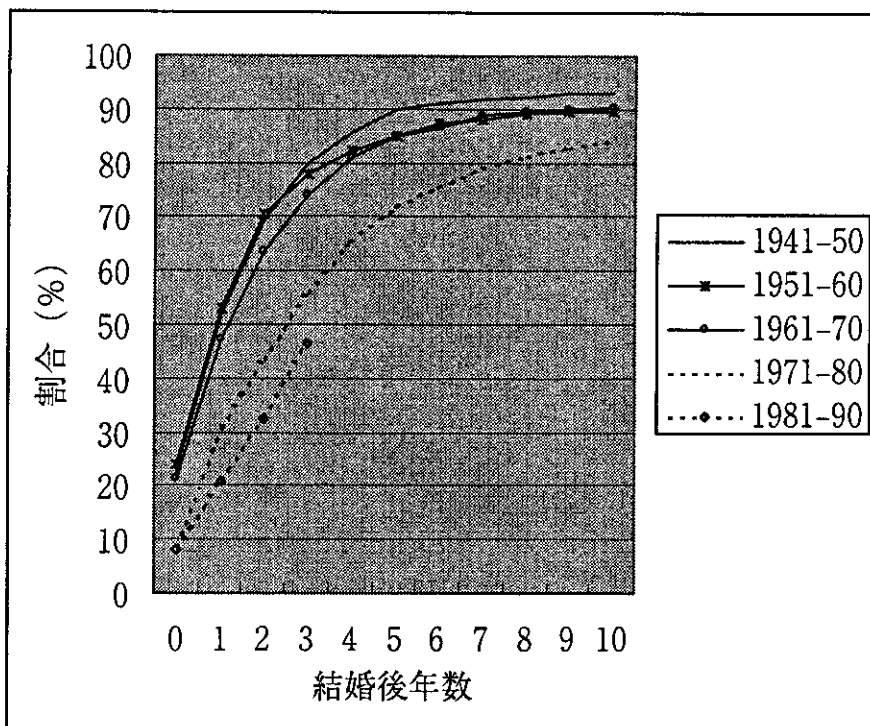


図2 第1子出生コホート別の第2子出生関数

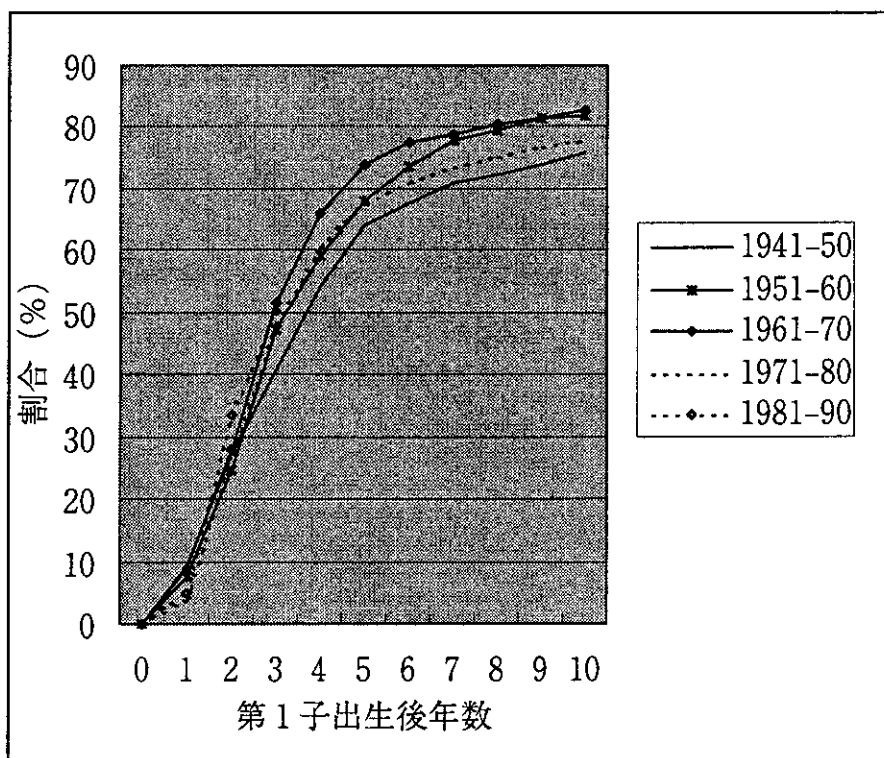
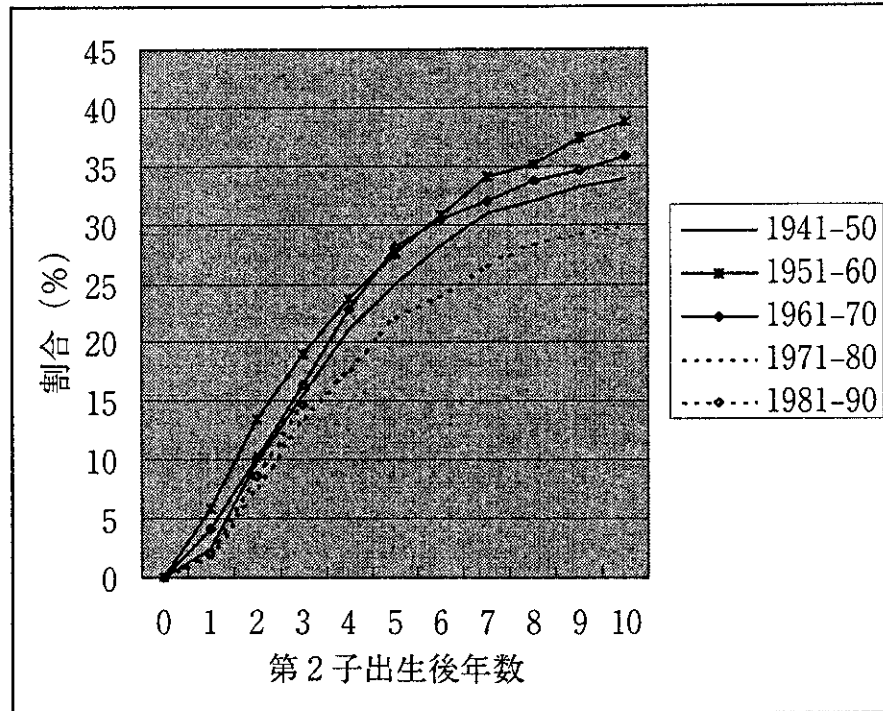


図3 第2子出生コーホート別の第3子出生関数



それに対して、第2子・第3子出産のタイミング（図2および図3）については、第1子のような顕著な傾向は見られないが、5年きざみコーホートでみたとき、わずかに1986-90年前子出生コーホートで前子出産の2~3年後に次子を出産する人の割合が増加している。すなわち1986-90年以前の親保険制度導入後コーホートで第1子出産の2年目までに第2子を出産した人の割合が26-27%であるのに対して1986-90年コーホートでは39.64%、3年目までに第2子を出産した人の割合はそれ以前が45-50%であるのに対して54.4%であった。また第3子出産のタイミングに関しても、2年目までに出生した人の割合が1986-90年以前のコーホートで約8%であるのに対して1986-90年コーホートでは11.19%、3年目までに出生した人の割合で見ると13-15%に対して18.66%であった。これは、1980年代以降の親保険制度における次子出産資格期間の延長が前子出産後比較的短い間隔で次子を出産することを促進した（J.Hoem,1993；三瓶,1991；津谷,1996）とする指摘を概ね支持する結果である。しかしここでの分析が1993年までのデータを対象としているために1990年以降のコーホートについても継続してそのような傾向がみられるかどうかまでは明らかでない。したがって第2子以降の出産のタイミングの変化に関する親保険制度の効果については今後新たなコーホートを追加することによって跡付けていく必要があるであろう。

以上の結果より、スウェーデンの親保険制度導入前後における出産のタイミングの変化は、第1子出産において顕著であり、第2子・第3子出産のタイミングに大きな変化はないことが分かる。したがって1974年の導入以来、たびたび改訂がなされてきたスウェ

ーデンの親保険制度は、主に第1子出産のタイミングに対して効果的であったと推察される。とはいえ、このようなコーホート別の出産タイミングの違いは、コーホートに伴うその他の社会経済的屬性（例えば女性の高学歴化など）によって引き起こされている可能性もある。そこで次に、第1子から第3子までのコーホート別出生関数から導出される出生ハザードについて多変量を独立変数とする回帰分析を行う。

#### 4.労働市場参加と出生行動：出生ハザードの要因分析

スウェーデンの親保険制度の重要な目的の一つに、子供を持つ労働者の職業生活と家庭生活の両立の支援がある。したがってスウェーデンの親保険制度が出生行動に及ぼす効果について考えるとき、経済活動との関係を見無視して語ることはできない。今日、先進諸国の多くで子供数が減少するいわゆる「少子化」が進行しており、その要因としてさまざまな問題が指摘されているが、労働市場参加との関わりという観点から少子化の経済的要因としてしばしば指摘されるものとしては、以下の3つをあげることができるだろう。(1)子育ての費用を賄う収入源としての家族の所得（所得効果）、(2)父母のどちらかが仕事から離れることのコスト（代替効果）、(3)子供の祖父母など、子育てを手助けする他の世帯員の有無<sup>4</sup>（八代ほか，1997）。したがって次に、こうした少子化の経済的要因を独立変数とする出生ハザードのCox回帰分析を試みる。ここで独立変数として投入された変数は、妻の学歴、妻の職業訓練経験の有無、夫の職業、結婚年齢、結婚コーホート、第1子出生コーホート、第2子出生コーホートである。分析の結果を見る前にまずは分析に投入したそれぞれの独立変数について見ていくことにしよう。

- ① 「妻の学歴」および「妻の職業訓練経験の有無」： 一般に人的資本が高いほど高所得を得る可能性が高く、仕事を離れることのコストも高い。したがって人的資本の高い女性ほど労働市場に留まる傾向にあり、結果として出生行動は抑制される。こうした賃金上昇が労働時間を増やす効果を一般に代替効果（大沢，1998）と呼ぶが、ここではこの代替効果の変数として、2つの人的資本、すなわち「妻の学歴」と「妻の職業訓練経験の有無」を独立変数として投入する。「妻の学歴」については、職業訓練を除く学歴の年数を、(1)0-8年、(2)9-11年、(3)12年以上の3つのカテゴリーに分類したものを、「職業訓練経験の有無」については年数に関係なく、職業訓練を受けたことのあるものを1とするダミー変数として変数化した。
- ② 「夫の職業」： (1)ホワイトカラー、(2)ブルーカラー、(3)農林漁業の3分類とした。

<sup>4</sup> 子育てを手助けする他の世帯員の有無は、母親の労働市場参加を促進するという広い意味で、経済的要因の一つといえよう。しかしHUSでは調査期間内（1984-93年）の世帯情報しかないため、出産・子育て期に子育てを手助けする世帯員があったかどうかについての情報を得ることはできない。したがって今回の分析では、この変数は用いない。

こうした職業区分は一般に所得との間に高い相関がみられる（大谷，1991）。したがってここでは、景気の変動などによって影響をうけやすい「所得」を変数とする代わりに、「1993年調査時点現在<sup>5</sup>の夫の職業」を所得効果の変数として用いることとした。

- ③ 「結婚年齢」： 結婚年齢は妊孕力に極めて大きな影響を与えるため統制する必要がある（大谷，1991）。したがってここでも結婚年齢を統制変数として投入した。ここでの「結婚年齢」は同棲を含み、複数の結婚（あるいは同棲）経験がある場合には第1子出生直前の結婚・同棲を対象とした。また変数は年齢をそのまま量的変数として利用した。
- ④ 「コーホート」： 親保険制度の効果をみる変数として、結婚年、第1子出生年、第2子出生年をそれぞれ、(1)-1948年、(2)1949-53年、(3)1954-58年、(4)1959-63年、(5)1964-68年、(6)1969-73年、(7)1974-78年、(8)1979-83年、(9)1984-88年の9つのカテゴリーに分類した。ここで(1)～(6)までが親保険制度導入前コーホート、(7)～(9)が親保険制度導入後コーホートである。また第1子出生ハザードの要因分析には結婚コーホートを、第2子出生ハザードでは第1子出生コーホートを、第3子出生ハザードでは第2子出生コーホートを、それぞれ独立変数として投入した。

表2は、第1子～第3子出生ハザードについて妻の学歴と妻の職業訓練経験の有無、夫の職業、結婚年齢、コーホートを独立変数とするCox回帰分析の結果を示している<sup>6</sup>。表2より、夫の職業の効果（所得効果）は、5%水準で統計的に有意とはいえないまでも第1子出生ハザードにおいて若干の効果を確認することができる。すなわち夫がブルーカラーであるものは、夫がホワイトカラーであるものに比べて相対的に第1子出生確率が低く、夫の収入の違いが第1子出生に少なからず影響している可能性がある。それに対して第2子・第3子出生ハザードでは、このような効果は全く見られていない。第2子・第3子と子供数が増えるにしたがって、子育てにかかる費用も増加することを考えると、この結果は少々意外なものといえるが、スウェーデンでは親保険制度のほかに児童手当も充実しており、この制度では第3子以上になると多子加算制度も適用されるため、子供数が増えることによる経済的な負担は実際にはそれほど大きくないといえるのかもしれない<sup>7</sup>。

<sup>5</sup> 本来ならば、結婚時点、あるいは当該子出生時点の職業を説明変数とすべきところであるが、HUS調査では職業および収入に関しては1984-93年までの情報しか得られないためにもっとも多くサンプルをカバーしている1993年時点の職業で代用することとした。  
<sup>6</sup> Cox回帰分析では、レファレンスカテゴリーの出生確率を $\lambda_0(t, x)$ とすると、あるカテゴリーの出生確率は一般に $\lambda(t, x) = \lambda_0(t, x) \exp(x', \beta)$ で表される（但し、ここで $t$ は時間、 $x$ は属性ベクトル、 $\beta$ は係数ベクトル）。表2の相対的出生確率の推定値は、 $\exp(x', \beta)$ に相当する。

<sup>7</sup> 津谷(1996)は、スウェーデンの児童1人当たり年額9000クローネという児童手当額は



表2 第1子～第3子出生ハザードの要因分析

	相対的出生確率の推定値 $\exp(\beta)$		
	第1子	第2子	第3子
<b>妻の学歴</b>			
(1) 0-8年	1.000	1.000	1.000
(2) 9-11年	.861	.909	1.335**
(3) 12年以上	.830*	1.051	1.270
<b>妻職業訓練経験</b>			
(1) なし	1.000	1.000	1.000
(2) あり	1.098	1.189**	1.155
<b>夫の職業</b>			
(1) ホワイトカラー	1.000	1.000	1.000
(2) ブルーカラー	.864*	.944	1.075
(3) 農林漁業	1.040	.858	1.592*
<b>結婚年齢</b>	.958***	.957***	.917***
<b>コーホート<sup>8</sup></b>			
(1) -1948年	1.000	1.000	1.000
(2) 1949-53年	.914	.986	.731
(3) 1954-58年	.789	1.093	.741
(4) 1959-63年	.965	1.058	.754
(5) 1964-68年	.773	1.094	.632
(6) 1969-73年	.749*	1.234	.356***
(7) 1974-78年	.624***	.997	.479***
(8) 1979-83年	.562***	.760	.304***
(9) 1984-88年	.496***	.848	.354***
<b>モデル</b>	$\chi^2 = 80.656^{***}$ N = 1,039	$\chi^2 = 38.957^{***}$ N = 1,035	$\chi^2 = 56.034^{***}$ N = 807

\*\*\*p<0.01 \*\*p<0.05 \*p<0.10

また所得効果ではないが、夫の職業の効果として、夫が第1次産業に従事している場合に第3子出生確率が高いことも分かっている。

妻の学歴の効果（代替効果）についても夫の職業の効果と同様に5%水準で統計的に有意とまではいえないものの、第1子出生ハザードにおいて若干の傾向を確認することができる。すなわち妻の学歴が高学歴である場合、低学歴の人にくらべて第1子出生確率が低く、妻の人的資本の違いが第1子出生ハザードに影響することが分かる。しかし第2子・

両親がフルタイムで働いている場合に負担する平均保育料のほぼ半分に相当し、スウェーデンでは基本的に教育は無料（全額国庫負担）であることから、この手当が養育費に占める割合は非常に大きいと述べている。

<sup>8</sup> 表2におけるコーホートは、第1子出生ハザードでは結婚年コーホートの、第2子出生ハザードでは第1子出生年コーホートの、第3子出生ハザードでは第2子出生コーホートの数値をそれぞれ示している。

第3子出生ハザードに関してみると、学歴が高いほど第2子・第3子出生確率が高いというような代替効果の直線的な関係はみることができない。人的資本に関してはむしろ第2子出生ハザードで職業訓練経験者の出生確率が高く、第3子出生ハザードで中程度の学歴を持つ者の出生確率が高いといった、特定の属性との結びつきを指摘することができる。

また統制変数として投入した結婚年齢は唯一、すべてのハザードに影響しており、結婚年齢が高くなるほど第1子～第3子を出産する確率は低くなるといえよう。

最後に親保険制度の効果をみるために投入した各コーホートの効果であるが、結論からいうと、第1子出生ハザードおよび第3子出生ハザードにおいて親保険導入の効果を確認することができる。すなわち第1子・第3子出生ハザードともに親保険制度導入（1974年）を境としてその出生確率が低くなっており、親保険制度の導入は第1子・第3子の出生を抑制する方向に作用したことが分かる。このようなコーホートにおける変化は、1980年代半ば以降のスウェーデンにおける出生率の目覚ましい上昇という事実からすると、かなり意外な結果といえよう。しかし実際に第1子出産の平均年齢は1970年代半ば以降、91年まで一貫して上昇しており（津谷，1996）、その意味で第1子出生ハザードにおける1974年以降の第1子出生確率の低下は、マクロな統計に見られる傾向と見合っている。すなわち親保険制度の導入、そしてサービスの拡充という流れの中で第1子出生確率は上昇するのではなく、むしろ着実に低下し続けたのである。こうした親保険制度導入による第1子出生確率の低下の原因としては、先にも述べたことであるが、高い補償を受けるためにある程度のキャリアを確立してから第1子出産に臨む人が増加したためと考えられている。したがってスウェーデンの親保険制度という家庭と労働市場の接点にある家族政策は、単純な仕事と家庭の両立を実現したというよりも、労働力参加と出生行動の間により密接で複雑な関係を生み出したということができないのではないだろうか。近年の雇用情勢の悪化にともない出生率も低下する傾向にあるという事実は、こうした労働力参加と出生行動の密接な関係を示しているといえよう。

それではなぜ、親保険制度導入後の第1子・第3子の出生確率が抑制されたにも関わらず、80年代半ば以降、出生率が急速に回復したのであろうか。80年代半ば以降の出生率上昇の原因として考えられるのは、第2子以降の出産間隔の短縮化と第3子以上を出産する人の割合が増加したこと（津谷，1996）があげられる。ここでもう一度、表2の第3子出生ハザードの結果をみることにしよう。確かに1974年の親保険制度導入以降、第3子出生確率は低下しているものの、第1子出生確率のような一貫した減少傾向はみられていない。したがって第3子出生確率に関しては、親保険制度導入を機に出生確率が低下したものの、その後のサービス拡充の流れのなかでさらに出生確率が減少したとはいえない。分析に用いた最も新しいコーホートが1984-88年であるため、80年代半ば以降に第3子出生確率が上昇したかどうかを確認することは困難であるが、新たなコーホートを追加したうえで、もしそのような傾向を確認することができれば、80年代半ば以降の出生率の上昇を裏付ける重要な証拠となるであろう。これに対して Tasiran(1995)は、HUS デー

タを用いたハザード分析から、親保険制度の最大補償期間の延長が第3子出生を促進するという結果を導き出している。そうした Tasiran の結果と先に見たコーホート別出生関数における 1986-90 年コーホートにおけるの次子出産期間の短縮傾向を合わせて考えるならば、1980 年代半ば以降の出生率の上昇が第2子・第3子の出生間隔の短縮と第3子出生確率の上昇によって生じたとする津谷の説明はマイクロデータからも裏付けられたといえることができるだろう。

以上の結果から、スウェーデンの親保険制度が、第1子出生ハザードおよび第3子出生ハザードに影響を与えてきたこと、そしてまた親保険制度の充実したスウェーデン社会においても第1子出生ハザードにおいて所得効果や代替効果といった基本的に仕事と家庭の両立を前提としない効果がなくなっていないことが明らかとなった。したがってスウェーデンの親保険制度は、仕事と家庭の共時的な両立を可能にしたというよりも、時間の経過のなかで仕事と家庭（労働市場参加と出生行動）をどのように組み合わせるかといったそれぞれのタイミングに影響することによって、少子化の進行を食い止めてきたといえるのではないだろうか。

## 5.おわりに

スウェーデンにおける女性の年齢別労働力率は、出産・育児期のへこみのない台形型をしていることは一般によく知られている。しかしこのことは必ずしも共時的な仕事と家庭の両立を意味するものではない。住友総合研究所(1998:165-166)によると、各国の労働力率の定義には違いがあり、日本の場合、育児休業中は原則として無給である<sup>9</sup>ために定義上、「非労働力人口」に入るのに対して、スウェーデンの場合、育児休業中であっても従前所得の75%が支給されており、労働力率の計算上も労働者としてカウントされている。したがってスウェーデンの年齢別労働力率に日本のようなM字型がみられない一因として、このような定義の違いがあるということは留意する必要があるというのである。

もちろんこのことによってスウェーデンの親保険制度の評価が低くなるということではない。手厚い補償によってM字型のへこみが現れないということは、それ自体、親保険制度の大きな功績である。しかしここで注目したいのは次の点である。すなわち第1子出生ハザードに関して所得効果、代替効果が確認されたことから明らかなように、充実した親保険制度をもつスウェーデン社会であっても労働市場参加と出生行動の間に相互依存的な関係があるということに関しては変わりがないということである。したがって安定した出生率を保つためには、出生行動に対する支援だけでなく、労働市場参加に対する支援も重要なファクターとなるだろう。その意味で今後の少子化対策は、家族政策と雇用政

---

<sup>9</sup> 平成7年4月から、日本でも雇用保険を財源として、休職前給与の25%を支給することとなり、育児休業中の女性をどのように扱うかについては議論がある(住友総合研究所, 1998:166)

策の両面から考える必要がある。1990年以降のスウェーデンにおける出生率の低下はそのことを示唆しているのではないだろうか。

**参考文献**（アルファベット順）

- 阿藤誠, 1996, 「先進諸国の出生率の動向と家族政策」, 『先進諸国の人口問題—少子化と家族政策』, 東京大学出版会.
- 船橋恵子, 1998, 「育児休業制度のジェンダー効果—北欧諸国における男性の役割変化を中心に」, 『家族社会学研究』第10(2)号, 55-70.
- 伍賀一道・横山寿一, 1998, 「スウェーデンにおける就労促進政策と社会保障」, 『海外社会保障研究』, No.125, 13-23.
- Hoem J., 1993, "Public Policy as the Fuel of Fertility : Effects of Policy Reform on the Pace of Childbearing in Sweden in the 1980s," *Acta Sociologica*, Vol.36, 19-31.
- 小島宏, 1998, 「先進諸国における家族政策変動の出生力に対する影響」, 『高齢社会における社会保障体制の再構築に関する理論研究事業の調査研究報告書Ⅱ』, 財団法人長寿社会開発センター.
- 厚生省監修, 1998, 『厚生白書—少子社会を考える』, ぎょうせい.
- 大沢真知子, 1998, 『新しい家族のための経済学—変わりゆく企業社会のなかの女性』, 中公新書.
- 大谷憲司, 1989, 「現代日本人女子の妊娠出生タイミングに関する Proportional Hazards Model 分析」, 『人口問題研究』第189号, 1-17.
- 大谷憲司, 1991, 「日本における1960年代以降の出生タイミングに関するハザード分析」, 関西大学『経済論集』, 第41巻第4号, 75-105.
- 三瓶恵子, 1991, 「スウェーデンの出生構造と政策対応」, 『季刊・社会保障研究』, Vol.27 No.2, 158-168.
- 住友総合研究所, 1998, 『「介護・保育サテライト勘定の整備（無償労働の貨幣評価）」請負作業報告書』.
- Tasiran, A.C., 1995, *Fertility Dynamics : Spacing and Timing of Births in Sweden and the United States*, North-Holland.
- 津谷典子, 1996, 「スウェーデンにおける出生率変化と家族政策」, 阿藤誠編, 『先進諸国の人口問題』, 東京大学出版会.
- 八代尚宏・小塩隆士・井伊雅子・松谷萬太郎・寺崎泰弘・山岸祐一・宮本正幸・五十嵐義明, 1997, 「高齢化の経済分析」, 『経済分析』, No.151, 1-182.